验籍關證事態の診知ら世

~杭を残して悔い残さず~

東秩父村では、平成28年度から32年間の計画で地籍調査がスタートしました。 地籍調査は、国土調査法に基づき村が主体となって実施します。皆さんのご理解ご協力をお願いします。

どうして地籍調査をするの?

現在登記所に備え付けられている地図(公図)の大半は、明治初期の地租改正で作られたものを基礎にしたもので、土地の境界が不明確であったり、 測量も不正確であったりすることがあります。

そこで、土地に関するあらゆる行為の基礎になる 土地の戸籍を現状にあった正確なものにするため、 この調査を実施する必要があります。

■ 機 2 年 平 第 8 = 1 / 1 5 , 0 0 0

地籍調査のメリットとは?

- ①境界の位置が不明になっても正確に復元する ことができますので土地に関するトラブルを 未然に防止することができます。
- ②土地の形状や面積が現状にあった正確なもの になります。
- ③災害等の後でも、基の境界位置が容易に確認 でき、迅速な復旧に役立ちます。
- ④固定資産税の課税が適正に行われます。
- ⑤土地取引が円滑に行えます。

皆さんの貴重な土地(財産)を正確に調査、 測量し記録保存することにより、土地に関する トラブルを未然に防止するとともに、災害復旧 に役立てようと行うのが地籍調査です。

未来に「安心」をもたらす大切な事業です。 調査に伴う住民の皆さんの費用負担はありま せん。皆さんのご理解ご協力をお願いします。

調査の流れ

- 1つの地区を概ね3年かけて行います。
- 1年目 調査地区の調査資料等収集、住民への周知、推進員の選出
- ・2年目 一筆地調査(所有者との立会い)、
 - 一筆地測量、基準点測量
- ・3年目 地籍図・地籍簿の作成、成果の閲覧、登記所へ送付

※あくまで目安です。

調査地区について

調査地区の予定は、下記のとおりとなります。

安戸 I については、昨年度の調査の結果を閲覧していただく予定です。閲覧日については、土地所有者の皆さんにお知らせをお送りいたします。

安戸 II については、平成30年度に一筆地調査を予定しています。調査区域の土地所有者の皆さんには現地境界確認等の様々なご協力をお願いすることとなりますが、説明会を開催して説明させていただきます。

安戸Ⅲについては、調査地区の調査資料等の収集をさせていただきます。

また、村職員等が事前調査で仮杭の設置、支障雑木枝などの伐採、土地への立ち入りを 国土調査法に定める範囲内で行いますのでご理解ご協力をお願いします。

開始年度	名 称	大字	小 字
平成28年度	安戸Ⅰ	安戸	松葉、大古家、赤岩、小滝、長坂
平成29年度	安戸Ⅱ	安戸	帯沢、小妻、松木平、下川原、向山
平成30年度	安戸Ⅲ	安戸	東町、小瀬田、町北、町南、梅の岡、大久保、春藤、宮ノ下、宮ヶ井戸、 大都、寺岡、川原田
平成31年度	安戸IV	安戸	藤久保、大田山、鳶岩、日影山、峠ノ下
平成32年度	御堂 I	御堂	槻川東、槻川南、槻川西、半場、槻川南谷、槻川東谷